

平成 22 年度
「アフリカ農業研究者能力構築事業」委託事業応募要領

農林水産省農林水産技術会議事務局では、「アフリカ農業研究者能力構築事業」について、平成 22 年度の委託事業を実施するにあたり、当該委託事業を受託する企業・研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。

本事業に取り組むことを希望する企業・研究機関等は、この応募要領を熟読し、本事業について十分理解するようにお願いします。また、応募にあたっては、本応募要領に従って提案書を作成し、必要な書類をすべて整えて、締め切り期日までに農林水産技術会議事務局まで提出してください。

農林水産技術会議事務局では、提出していただいた応募書類について、提出書類等をチェックした上で外部有識者を含む審査委員による書類選考を実施し、その中から選ばれた提案について、選考会での選考を実施することを予定しております。

なお、本委託事業は、平成 22 年度予算政府案に基づき公募を行っているため、今後、変更等があり得ることをあらかじめご承知おき下さい。

第 1 事業名

平成 22 年度「アフリカ農業研究者能力構築事業」

第 2 事業の目的

平成 12 年 9 月に開催された国連ミレニアム・サミットにおいて、平成 27 年という達成期限と数値目標を定めたミレニアム開発目標がまとめられ、その目標の一つとして極度の貧困と飢餓の半減が掲げられました。これを受け、我が国をはじめとする先進国や国際機関等が目標達成のために様々な取組を行ってきたところです。

このような状況の中、平成 20 年 5 月に我が国で第 4 回アフリカ開発会議 (TICADIV)、7 月に G 8 北海道洞爺湖サミットといった国際会議が開催され、現在の食料等を巡る国際情勢に鑑み、アフリカを含む開発途上地域に対する食料支援や研究開発・普及に対する支援が主な議題の一つとして取り上げられました。

TICADIV では、「品種改良、土壌肥沃度その他の農業技術の向上等のための農業研究、普及、指導サービスの拡大に対する支援を提供する。また、ジェンダーに配慮した農業関連教育及び訓練を通じて、農業専門家の増加に対する支援を提供する。」といった文言を含む横浜行動計画が発表されました。さらに、G 8 北海道洞爺湖サミットで「特に国際農業研究協議グループ (以下「CGIAR」という。) を通じ、また、アフリカ緑の革命同盟 (AGRA) 等とのパートナーシップを通じ、改良され、現地に適応し、持続可能な農業技術の普及に焦点を置きつつ、農業関連の研究開発と開発途上国の新世代の科学者及び専門家の訓練を促進させる。」という首脳声明が出されました。

そこで、アフリカに関連する農業研究において我が国の研究者と共同開発された研究・技術を現地の研究者に伝達すること等を通じて、アフリカが抱える課題に迅速に対応するとともに、我が国の農業研究者と国際研究機関等が協力してアフリカの研究者の能力構築を一体的に実施します。

第 3 概要

1 委託の内容

アフリカに関連した国際農業研究機関等で共同研究を行っている我が国の農業研究者の下にアフリカの研究者を招へいし、能力を引き上げるためのオン・ザ・ジョブ・トレーニングを実施します。

(1) 具体的な委託の内容

- ア CGIAR、農林水産技術会議事務局と連携し、アフリカに関連した国際農業研究機関等で共同研究を行っている我が国の農業研究者を対象として、アフリカ人研究者の能力構築に関する課題の公募を行う。
- イ 課題の公募については、(2)に基づき募集要領を作成し公募する。
- ウ (3)に基づき審査委員会を設置し、審査を行った上で採択課題を決定する。
- エ 応募者の下にアフリカ人研究者を招へいし、現地での能力構築を行う。
- オ 報告書の作成を行う。

(2) 委託内容の詳細

公募等に当たっては、下記の条件を満たす必要があります。

ア 対象分野

アフリカに関連する農業研究であること。

イ 応募資格

以下の条件を満たす者であること。

【研修を行う者 (=応募者)】

- (a) 日本国籍を有すること。
- (b) 日本国外に所在する農業研究機関に滞在し、IRC(International Recruited Staff)と同等以上の身分を有すること。
- (c) アフリカに関連する農業研究を現に行っており、その研究内容に基づいて研修を行える能力を有すること。
- (d) 研修を受けるアフリカ人研究者本人、所属機関及び受け入れ機関の内諾を得ていること。

【研修を受ける者】

- (a) アフリカ諸国の国籍を有し、原則として45歳以下であること。但し、選考の際は40歳以下の者を優先することとする。
- (b) アフリカ諸国内に所在する国公立農業研究機関、大学の研究室等に所属していること。
- (c) 大学卒業程度の資格を有すること。
- (d) 所属機関の内諾を得ていること。
- (e) 同一内容で同時に他からの資金の交付を受けていないこと。

ウ 派遣期間

派遣期間は原則として1ヶ月から4ヶ月程度とします。ただし、研究内容等により更に期間が必要と認められる場合は、その期間を最長6ヶ月まで延長することができます。

(3) 審査委員会

審査に当たっては、審査要領を作成し、外部有識者及び農林水産技術会議事務局職員を含めた審査委員会を設置し行うこととします。

(4) 報告事項

募集要領及び審査要領の作成、審査委員会の設置及び派遣者を決定した場合には、その都度速やかに農林水産技術会議事務局長に報告することとします。

2 委託経費限度額

委託限度額 13,566 千円（消費税及び地方消費税込み）

第4 委託件数

委託件数は1件とします。

第5 委託契約期間

委託契約締結日から、平成23年3月22日までとします。

第6 応募資格

応募することができる者は、次の1～4までの要件を満たす必要があります。

1 応募者は、企業、技術研究組合、特例民法法人、独立行政法人、大学、地方公共団体等の法人格を有する機関であること。

2 応募時に、平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の審査申請を行っており、契約締結時に平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。（地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）。

3 委託契約の締結に当たっては、農林水産技術会議事務局から提示する委託契約書に合意できること。

4 日本国内に拠点を有すること。

平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査申請については、（<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）をご覧ください。

なお、応募者が、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」

（<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>）にて確認できます。

第7 応募について

1 参加表明書の作成

参加表明書は、「企画競争参加表明書」（別紙様式第1号）により作成し、以下の（1）から（4）までの添付書類と併せて提出して下さい（郵送も可といたしますが、期限までに必着のこと。）。

- (1) 業務内容を示したパンフレット（又はリーフレット）
- (2) 民間企業にあっては、営業経歴書及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）
- (3) 民間企業以外の者にあっては、定款又は寄付行為及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）
- (4) 第7の3の「応募する企画提案書の内容」
- (5) 第7の4の「その他の提出書類」に関する書類

2 提出部数

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 1の(1)から(3) | 各1部ずつ |
| (2) 1の(4) | 10部 |
| (3) 1の(5) | 2部 |

3 応募する企画提案書の内容

企画提案書の作成に当たっては、下記の事項が必須となります（様式自由）。

- (1) 事業計画
事業全体のスケジュールを記載のこと。
- (2) 審査委員会の構成
事業実施に当たり、予定されている審査委員の構成を記載のこと。
- (3) 公募の計画（手法、公募先等）
- (4) 国際農業研究機関等との連携
現在、国際農業研究機関等と行っている共同研究及び事業等について記載のこと。
- (5) 総額についての見積書等
 - ① 見積書（積算内訳も記載）
 - ② 実施体制
- (6) プレゼンテーション資料
別途、作成する場合には、パワーポイントで作成の上、CD-ROM等により提出のこと。
※ 企画提案書等及び応募者に対するヒアリングを行います。詳細については申請者に別途ご連絡いたします。

4 その他の提出書類

- (1) 過去に類似事業の実績があればこれに関する資料（様式任意）
- (2) その他参考となる資料

5 応募に当たっての注意事項

- (1) 応募資格を有しない者の提案書は無効とします。
- (2) 提案書の差し替え・修正は、締切期限内であれば可能です。その際は、事前に農林水産省農林水産技術会議事務局担当者までご連絡ください。なお、期限までに提出できない場合は、無効とします。余裕を持って早めにご応募ください。
- (3) 提案書に不備があった場合は、提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに提出できない場合は、無効とします。
- (4) 提案書に虚偽が認められた場合は無効となります。
- (5) 応募に要する一切の経費は、応募者において負担していただきます。
- (6) 提案書の返却には応じられません。

第8 委託先の選定

1 審査方法

委託先の選定は、外部専門家等を含む審査委員会において下記の2「審査基準」に沿って行います。また必要に応じて、提案書の他に、追加資料等の提出や別途のヒアリングを求める場合があります。なお、提案書の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容については公表しません。

2 審査基準

企画提案書の審査に当たっては、平成22年度「アフリカ農業研究者能力構築事業」委託事業実施要領に即しているか十分審査した上で、提出されたその他の書類や企画提案会での説明も踏まえ、次の項目について採点を行います。

(1) 事業の理解度

第3に示した内容について、具体的な実施のイメージを有しているか。また、本委託事業の趣旨を十分に理解しているか。

(2) 事業遂行のために必要な専門的知識と経験の程度

事業を遂行するために必要な専門的知識や経験を備えているか。

(3) 事業計画

第3に示した委託内容を網羅し、かつ契約期間内に実施できる適切な事業計画となっているか。

(4) 積算内訳

事業計画と合致しているか。実行上必要な経費の計上が欠落していないか。また、実行可能な単価と員数を用いて作成されているか。さらに、以上を踏まえた上で、契約限度内での効率的な経費支出に配慮して作成されているか。

第9 審査結果等の通知

審査結果については、3月下旬頃までに速やかに通知し、事業の予定委託先名をホームページに公表いたします。このうち、予定委託先とされた機関に通知する際には、事業実施に当たっての留意事項を必要に応じて付す場合があります。

また、審査委員の所属・氏名等についても、予定委託先決定後、ホームページに公表します。

なお、提案者の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容に関する照会にはお答えしないこととしております。

第10 委託契約の締結及び対象となる経費

1 委託契約の締結

第8により採択された者に対しては、平成22年度政府予算成立後、委託契約を締結いたします。なお、採択された者は、委託契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなります。

2 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

(1) 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

① 人件費

本委託事業に直接従事する事業実施責任者等の人件費。

なお、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む）については、常勤職員の人件費は計上できません。

② 諸謝金

委員会等の外部委員に対する出席謝金等。

③ 旅 費

国内又は外国への出張に係る経費。

④ 試験研究費

・ 消耗品費

機械・備品費に該当しない物品。

・ 印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。

・ 借料及び損料

物品等の借料及び損料。

・ 光熱水料

研究施設等の電気、ガス、水道料。

・ 会議費

委員会等の開催に係る会議費。

・ 雑役務費

物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。

・ 機械・備品費

機械・備品費については本事業では原則として認めない方針としており、機材等の導入が必要な場合は、リースによる対応をご検討下さい。

事業実施上、やむを得ず機械・備品の導入が必要な場合については、予定委託先として選定された後に、導入時期も含めて担当まで別途ご相談下さい。ご相談に際しては、資料の作成・提出をお願いすることがありますので、予めご承知おき願います。参考までに、農林水産技術会議事務局の委託研究事業では、機械・備品費に関する定義は次のようになります。

(機械・備品費)

本委託事業で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が3万円以上の物品とします。ただし、研究開発用器具及び備品（試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡）については、取得価格が10万円以上の物品とします（ただし、借り上げ（リース等）の方が経費を抑えられる場合には、経済性の観点から可能な限り借り上げで対応して下さい。この場合の経費は、借料及び損料になります。）。

- ⑤ その他必要に応じて計上可能な経費
滞在費など。
- (2) 一般管理費
上記④の試験研究費の15%以内。
- (3) 消費税等相当額
上記(1)及び(2)の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の5%。
 - ※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本委託事業が占める割合(エフォート※2)を人件費単価に乗じた額として下さい。
 - ※2 エフォート(研究従事率):研究者等の年間の仕事を100%とした場合、そのうち当該研究等の実施に必要な時間の配分率(%)。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、通常の業務活動を含めた実質的な全仕事時間を指します。
 - ※3 直接経費に計上できるものは、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区別できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は注意が必要です。
 - ※4 一般管理費は直接経費以外で本委託事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本委託事業に係る経費であることを明確に区分していただく必要があります。

第11 事業成果の取扱い

1 事業成果の報告等

受託者は、毎年度の事業期間終了時まで、実績報告書を農林水産技術会議事務局長に提出していただきます。

2 事業成果の発表

新聞、図書、雑誌論文等による研究成果の発表に際しては、研究者個人であっても、本委託事業による成果であることを明記し、事前にその概要を農林水産技術会議事務局長に連絡してください。また、公表した資料については、原則として毎年度末、必要に応じてその都度、農林水産技術会議事務局長に報告していただきます。

第12 本事業委託費(研究費)の不正利用

1 不正使用防止に向けた取組み

研究費の不正使用防止への対応については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議)に則り、農林水産省では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※)を策定しました。委託事業で実施する研究活動には、このガイドラインが適用されますので、研究実施機関においては、このガイドラインに沿って、研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があ

ります。また、その実施状況の報告等をしていただくとともに、体制整備等の状況に関する現地調査が行われる場合がありますので、ご承知おき下さい。

この一環として、農林水産技術会議事務局においては、本事業の経費執行に当たり、研究開発責任者、研究実施責任者及び経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行いただくため、経費執行についての指導・チェック体制の整備を行います。具体的には以下のとおり行う予定ですので、ご了解ください。

- ・応募申請時：事業実施責任者及び経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にさせていただきます。
- ・受託機関決定後：国からの経費受入れに不慣れと思われる機関に対しては、必要に応じ現地指導を実施する場合があります。

※については、http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior/pdf/guideline_02.pdfをご参照下さい。

2 不正使用等が行われた場合の措置

本委託事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究課題の研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、一定期間、本委託事業への参画を認めないこととします。

(1) 研究費の不正使用を主導的に行った研究者

委託費等を返還した年度の翌年度以降2年以上5年以内の期間で、その不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間。

(2) 不正受給を主導的に行った研究者

委託費等を返還した年度の翌年度以降5年間。

(3) 不正使用等を共謀して行った研究者

その不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者と同一の期間。

(4) 他府省を含む他の委託費等において不正使用等を主導的に行った研究者及び共謀して行った研究者

当該委託費等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間。

なお、上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに他の事業を所管する国の機関へ情報提供されますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

第13 虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応

本委託事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、委託契約が取り消され、委託費の一括返済、損害賠償等を受託機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本委託事業から資金を受給した者及びそれに共謀した者については、第12の2の不正受給を行った場合と同様の措置がとられます。

第14 研究上の不正行為防止のための対応

1 不正行為防止に向けた取組み

研究上の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏

造、改ざん及び盗用)に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」(平成18年2月28日総合科学技術会議)に則り、農林水産省では、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※)を策定しました。本委託事業で実施する研究活動には、このガイドラインが適用されます。研究実施機関においては、このガイドラインに沿って、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口を設置し、不正行為の告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制を整備していただく必要があります。

※については、http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior/pdf/guideline_01.pdfをご参照下さい。

2 不正行為が行われた場合の措置

研究上の不正行為があったと認定された研究課題の研究開発責任者及び研究員等については、当該研究課題に係る委託経費について、その全部又は一部の返還を求める場合があります。

また、以下のとおり、一定期間、本委託事業への参画を制限する場合があります。

ア 不正行為に関与した者については、その不正行為の程度により不正があったと認定された年度の翌年度以降2年以上10年以内。

イ 不正行為に関与しなかったものの、責任者としての注意義務を怠ったなど、一定の責任があるとされた者については、その責任の程度により不正があったと認定された年度の翌年度以降1年以上3年以内。

なお、上記の措置については、当該不正行為の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関へ情報提供されますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

第15 秘密の保持

本委託事業に係る応募書類に含まれる個人情報、本委託事業の採択の採否の連絡、今後の契約手続等、農林水産技術会議事務局が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません。(ただし、法令等により提供をもとめられた場合を除きます。)

第16 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、応募要領の公表後から応募の締め切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等については、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますのでご了承ください。

記

農林水産省農林水産技術会議事務局国際研究課

担当者：辰巳、佐藤

電話：(03)3502-7466

FAX：(03)5511-8788

(別紙様式第1号)

平成 年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局
国際研究課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

企 画 競 争 参 加 表 明 書

平成22年度「国際共同研究人材育成推進・支援事業」の企画競争に参加することを
表明します。

なお、提案に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)

所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号
E-Mail アドレス

(別紙様式第2号)

平成 年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局
国際研究課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

契約候補辞退届

平成22年度「国際共同研究人材育成推進・支援事業」に関する契約候補について、
〇〇〇〇の理由により、辞退します。